

海外留学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島市立高等学校（以下「本校」という。）の生徒が、休学又は退学の方法によることなく外国の高等学校（正規の後期中等教育機関をいう。以下同じ。）の教育を受けることができるよう海外留学（以下「留学」という。）の措置を講ずることを目的とする。

(願出)

第2条 生徒が留学しようとするときは、原則として3カ月前までに所定の「留学願」を校長に提出しなければならない。この場合、留学しようとする高等学校の教育状況についての概要を記載した資料を添付するものとする。

(期間)

第3条 留学の期間は、原則として1年とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として期間の延長を認めることができる。

(許可)

第4条 校長は、留学しようとする生徒の学業成績・能力・適性等を考慮するとともに留学先の高等学校と事前に協議を行い、教育上適切であると判断した場合は、留学を許可することができる。ただし、やむを得ない事情により事前の協議を行うことができない場合には、この限りではない。

(報告)

第5条 留学中の生徒は、学習活動・生活状況等の概要を所定の「留学中間報告書」により報告しなければならない。

2 留学が終了したときは、次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届
- (2) 留学報告書
- (3) 学習活動等証明書

(単位の認定)

第6条 校長は、当該生徒の留学先高等学校の発行する学習活動等証明書に基づき、履修の状況について審査し、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、学年の途中においても36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

[学校教育法 施行規則第93条の2]

2 第3条において留学期間の延長が認められた場合でも、36単位を超える単位修得が認定されることはない。

3 2年次にわたって履修した場合の単位の修得の認定は、長期間にわたって履修した学年で行うものとする。

4 単位の認定にあたっては、留学先高等学校の履修・修得の教科・科目を本校の教科・科目と対比して置き換えて評価する必要はないものとする。

(配属学年)

第7条 校長は、単位の修得を認定した生徒の配属学年については、原則として次のようにする。

- (1) 留学期間が9月から翌年の8月にわたる者については、留学を開始した学年の一つ上の学年に配属するものとする。
- (2) その他の留学期間については、協議の上、配属学年を決定するものとする。

(生徒指導要録の記入)

第8条 留学に係る生徒指導要録の記入については、昭和63.4.5付教指第327号の通知に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 「学籍の記録」の「留学等」の欄については、校長が許可した期間、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。なお、「休学」による留学の場合には、「留学等」の欄に、休学による留学である旨を明記する。
- (2) 「出欠の記録」の「留学中の授業日数」の欄については、各学年における留学を校長が許可した期間における本校の授業日数を記入する。
- (3) 「出欠の記録」の「出席しなければならない日数」の欄については、「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」及び「留学中の授業日数」を差し引いた日数を記入する。
- (4) 最終学年において留学し、その学年の3月31日を超えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、「出欠の記録」欄の下に欄を設け、記入する。なお、新たに設ける欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年の翌年における卒業の日までの本校の授業日数を記入する。
- (5) 「各教科・科目の評定及び単位の修得の認定」の「小計」の欄については、各教科・科目について修得を認定した単位数の計を記入する。
- (6) 「各教科・科目の評定及び単位の修得の認定」の「留学」の欄については、留学した生徒の外国の高等学校における学習の結果を基に、校長が修得を認定した単位数を記入する。この場合、外国のカリキュラムを逐一、本校の教科・科目と対比し、これらに置き換えて評価する必要はない。なお、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書または、その写しを添付する。
- (7) 「特記事項」の欄には、留学歴で指導上特に参考となる事項を記入する。

(調査書等)

第9条 調査書等の作成については、前条各号により記入された生徒指導要録によるものとする。ただし、教科の評定平均値及び学習成績概評については、留学によって履修・修得した教科・科目を除いたもので処理するものとする。

(授業料等)

第10条 留学中の授業料等は、免除する。

第11条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。